

## 下関市建設工事登録業者等級付け要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されている業者（以下「有資格業者」という。）の等級付けについて必要な事項を定めるものとする。

(対象業者及び対象工種)

第2条 等級付けの対象業者は、有資格業者のうち市内業者（下関市内に本店がある業者）とし、等級付けを実施する建設工事の種類は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事とする。

(等級付け区分)

第3条 等級付けに当たっては、別に定める算出方法により算定した下関市建設工事競争入札参加者総合評点（以下「総合評点」という。）に応じ、別表1に定める等級により区分する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

## 別表 1

## 等級付け区分

建設工事の種類	等級	総合評点
土木一式工事	A	1,000点以上
	B	800点以上1,000点未満
	C	650点以上800点未満
	D	650点未満
建築一式工事	A	950点以上
	B	750点以上950点未満
	C	600点以上750点未満
	D	600点未満
電気工事	A	950点以上
	B	700点以上950点未満
	C	700点未満
管工事	A	850点以上
	B	650点以上850点未満
	C	650点未満